

競争参加者の資格に関する公示

令和５・６年度における環境省所管の建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争契約の入札参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和４年１１月１日

環境省大臣官房会計課長 飯田 博文

１ 業務区分

（１）建設工事（インターネット受付又は書面受付）

①土木工事 ②建築工事 ③自然環境共生工事 ④電気設備工事 ⑤機械設備工事
⑥舗装工事 ⑦水環境処理工事 ⑧展示・内装仕上工事 ⑨その他工事

（２）測量・建設コンサルタント等（インターネット受付又は書面受付）

①測量 ②自然環境共生関係コンサルタント業務 ③建築関係建設コンサルタント業務
④土木関係建設コンサルタント業務 ⑤地質調査業務 ⑥補償関係コンサルタント業務

２ 申請期間及び申請方法

（１）インターネット受付

（インターネット受付 URL（建設工事）：<https://www.pqr.mlit.go.jp/>）

（インターネット受付 URL（測量コンサル）：<https://www.pqrc.mlit.go.jp/>）

② パスワード発行期限：令和４年１２月２８日（水）まで

②申請用データ受付期間：令和４年１２月１日（木）から令和５年１月１３日（金）まで

（２）書面受付

① 申請期間

令和４年１２月１日（木）から令和５年１月１３日（金）まで

※上記期間（定期申請）以降も随時申請の受付を行うが、審査結果通知は令和５年４月１日以降となります。

② 申請書の入手方法

環境省ホームページの下記 URL にてダウンロードする。

(https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_02.html)

③ 申請書類の提出方法

競争参加資格申請者は、申請書に次の書類を添え、８の申請書受付窓口に対して郵送（書留郵便又は配達記録郵便）にて提出すること。

１）建設工事の場合

ア 工事分割内割表

イ 本社及び営業所一覧表

ウ 業態調書

エ 総合評定値通知書の写し（令和 3 年 6 月 16 日以降を審査基準日とし、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収証書等）の提出が必要となる。）

オ 納税証明書（直前 1 年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入の状況についての税務官署が発行する証明書。発行日から 3 カ月以内に限る。）

カ 建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合に限る。）

キ 共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合に限る。）

ク 委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。押印不要。）

2) 測量・建設コンサルタント等の場合

ア 測量等実績調書

イ 技術者経歴書

ウ 本社及び営業所一覧表

エ 業態調書

オ 登録証明書等の写し

カ 履歴事項全部証明書（法人の場合。発行日から 3 カ月以内に限る。）又は身元証明書（個人の場合）の写し

キ 財務諸表（直前 1 年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（個人の場合にあつては、これらに類する書類。）

ク 納税証明書（直前 1 年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入の状況についての税務官署が発行する証明書。発行日から 3 カ月以内に限る。）

ケ 委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。押印不要。）

3) 共通（①の申請期間を過ぎて申請を行う場合に限る。）

資格審査結果通知書の返信用封筒には送付先の住所及び名称を記載するとともに、84 円切手を貼り付けておくこと。

（3）申請書等の作成に用いる言語

① 申請書及び財務諸表は日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは日本語の訳文を付記、又は添付すること。

② 添付書類のうち金額欄については出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算して記載すること。

3 競争に参加することができない者

（1）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている

者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
- (3) 環境省から指名停止等の措置を受けている期間中である者
- (4) 建設工事を希望する者で建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあつては経営事項審査の告示第一の一の2に規定する審査基準日が令和3年6月15日より後のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあつては経営事項審査の告示第一の一の2に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日より後のものに限る。）を受けていない者
- (5) 測量・建設コンサルタント等を希望する者で営業に関し法律上の資格を必要とするもので、当該資格を有しない者
- (6) 申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

4 競争に参加できる者の資格及びその審査

競争に参加できる者の資格審査は、別記の業種区分に応じ算定する総合審査数値をもって行う。

5 資格審査結果

資格審査結果通知書により 令和5年3月31日までに通知する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 資格の有効期間

資格を付与されたときから 令和7年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

上記(1)の有効期間の更新手続を希望する者は、令和5・6年度の競争参加者の資格に関する公示に基づき申請書類を提出すること。

7 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

環境省ホームページの下記URLにて掲載する。

(https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_02.html)

8 問合せ先及び申請書受付窓口

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎第5号館24階）

環境省大臣官房会計課契約係（資格審査担当）

電話番号 03-5521-8220

（電話による受付時間は、平日の8時30分から16時30分まで）

【別記】 業種区分別等級の区分及び予定価格の範囲等

(1) 土木工事及び建築工事

等級	総合審査数値
A	990 点以上
B	830 点以上 990 点未満
C	760 点以上 830 点未満
D	760 点未満

等級	予定価格の範囲
A	3 億円以上
B	1 億円以上 3 億円未満
C	3 千万円以上 1 億円未満
D	3 千万円未満

(2) その他の工事

等級	総合審査数値
A	870 点以上
B	780 点以上 870 点未満
C	780 点未満

等級	予定価格の範囲
A	5 千万円以上
B	2 千万円以上 5 千万円未満
C	2 千万円未満

(3) 測量又は建設コンサルタント等業務

等級	総合審査数値
A	210 点以上
B	140 点以上 210 点未満
C	140 点未満

等級	予定価格の範囲
A	500 万円以上
B	300 万円以上 500 万円未満
C	300 万円未満

注：総合審査数値の算出は、環境省所管契約事務取扱要領第五 10 に基づき行う。